

# 高山市海外誘客プロモーション業務委託プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

新型コロナウイルス感染症による水際対策が撤廃され、訪日外国人旅行者数が増加する中、高山市においても、令和5年3月以降、平成31年・令和元年の同時期と比較し約8割程度の水準にまで外国人旅行者が回復してきている。

しかし、高山市における主要なインバウンド市場である台湾・香港・タイ（以下「3市場」という。）における旅行者数については、訪日全体の状況と比べて回復が遅れている状況にある。3市場は、特に冬季観光閑散期には、当市の外国人宿泊者数の約半分を占める重要市場であることから、このままの回復の遅れは、冬季の観光関連産業に大きな影響を及ぼすことが見込まれる。

本業務においては、3市場に対する集中的なプロモーションを展開することにより、令和5年冬期から令和6年春期における3市場から高山市への来訪を促進し、力強い旅行需要の回復を図ることを目的とする。

### ※留意事項

本プロポーザルは、令和5年度9月補正予算の議決前の準備手続きとして実施するものであり、高山市議会において、予算の減額又は否決があった場合は、契約締結ができないことがあるので予め留意されたい。これに伴い、本プロポーザル参加者・契約候補者において損害が生じた場合においても、市ではその損害について一切負担しないものとする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

高山市海外誘客プロモーション業務委託

### (2) 業務の内容

別紙1「高山市海外誘客プロモーション業務委託仕様書」のとおりとする。ただし、契約時において、選定された契約候補者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

### (4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (5) 契約限度額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. プロポーザル参加申込

「公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付について」に従い、参加申請書を提出すること。なお、参加申請書の提出がない場合、企画提案の審査は行わない。

## 4. 企画提案の方法

企画提案者は、次の(1)①～③に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、提出後の差替、追加、削除などは認めない。

(1) 企画提案書等の作成

① [様式2] 企画提案書

※任意様式でも可

- ・業務実施方針
- ・実施内容
- ・実施体制
- ・独自提案
- ・作業行程表（業務スケジュール） 等

② [様式3] 法人（団体）概要書

③ [様式4] 業務見積書

(2) 企画提案書等の提出

①提出期間 令和5年9月22日（金）まで

②提出先 〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2-18

高山市 飛騨高山プロモーション戦略部 観光課

電話：0577-35-3346 / FAX：0577-35-3167

③提出部数 8部（正本1部、副本7部）

④提出方法 持参又は郵送による。

※受付は、休日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間とする。

※郵送の場合は、令和5年9月22日（金）必着とし、市に届いているか電話にて確認する。

5. 企画提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

企画提案に関する質問は、[様式1]質問書により電子メールで行う。なお、必ず着信を電話にて確認すること。

①提出先電子メールアドレス [osd@city.takayama.lg.jp](mailto:osd@city.takayama.lg.jp)

②提出期間 令和5年9月4日（月）

※質問書のデータ容量が10MBを超える場合には、事前に担当者に連絡すること。

(2) 質問に対する回答

回答を取りまとめ、令和5年9月11日（月）にホームページに掲載する。

※口頭又は電話等による質問については対応しない。

6. 企画提案に対する審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日 令和5年10月中旬

※時間、詳細方法については後日通知する。

(2) 方法 オンラインにより実施

(3) 説明者 1事業者あたり3名まで

(4) その他 1事業者あたり20分（説明・質疑を含む）

## 7. 審査

### (1) 審査手順

本業務の契約候補事業者の選定にあたっては、市が別に定める「高山市海外誘客プロモーション業務委託プロポーザル審査要領」に基づく審査を行い、最も適切な参加事業者1社を契約候補事業者として選定する。なお、審査及び選定結果について異議申立ては認めない。

### (2) 審査方法

審査は、提出書類及び提案者によるプレゼンテーションにより、「高山市海外誘客プロモーション業務委託プロポーザル審査要領」に定めるところにより総合的に審査し、契約候補事業者1社を選出する。

### (3) 審査員

識見を有する外部有識者2名、観光関係代表2名、市1名の計5名で構成する。

### (4) 結果の通知及び公表

選定結果は全ての企画提案者に対し、令和5年10月中旬に文書で通知する。

## 8. 企画提案に要する経費

全て企画提案者の負担とする。

## 9. プロポーザルの中止・延期

やむを得ない理由により、市が実施することができないと認めるときは、プロポーザルを中止する場合がある。また、天災等により実施を延期する場合がある。中止または延期した場合において、企画提案の準備に要した費用等については、高山市に請求することはできないものとする。

## 10. 契約

- (1) 「7. 審査方法」で選定した契約候補事業者と協議し、企画提案書を反映した業務委託仕様書へと調整した後に契約を締結する。ただし、プロポーザルにおける審査員の協議において、全ての企画提案者が不適と判断された場合、いずれの企画提案者とも契約を行わない。
- (2) 契約の手続きは、高山市契約規則（昭和39年高山市規則第24号）による。

## 11. その他

- (1) 各種書類の提出後における修正又は変更は認めない。
- (2) 提出された各種書類は、一切返却しない。
- (3) 提出された各種書類の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、当市が本プロポーザル結果等の公表のために必要な場合、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 本プロポーザル又は本委託業務に関する情報公開請求があった場合、高山市情報公開条例（平成12年高山市条例第24号）の規定により、提出された各種書類を公開することがある。

## 12. 日程（スケジュール）

公告（募集開始）	令和5年8月14日（月）
質問書の提出期限	令和5年9月4日（月）
質問に対する回答のHP掲載	令和5年9月11日（月）
プロポーザル参加申込書等提出期限	令和5年9月19日（火）
参加資格承認の可否の通知	令和5年9月22日（金）
企画提案書等の提出期限	令和5年9月22日（金）
プロポーザル審査<プレゼンテーション>	令和5年10月中旬
審査結果の通知	令和5年10月中旬
契約締結手続	令和5年11月初旬

※参加者数等に応じ、変更する場合があります。